

※当施設への入所は、要介護認定の結果「要介護3、4、5」と認定された方が対象

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービス提供します。また、関係市町村、保健・医療・福祉サービスと連携を図り総合的なサービス提供に努めます。

(1)法人名 社会福祉法人 幸輝会
(2)法人所在地 岡山県岡山市中区国府市場985-1
(3)電話番号 086-275-0220
(4)代表者氏名 理事長 國富 隆夫
(5)設立年月 昭和47年4月1日

(1)施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成13年7月1日指定
岡山県 3373700388 号

(2)施設の名称 特別養護老人ホームみまさか園

(3)施設の所在地 岡山県美作市北山404-1

(4)電話番号 0868-73-6100

(5)施設長氏名 鷹取 房恵

(6)開設年月 平成13年7月1日

(7)利用定員 50人

(8)居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備 考
1人部屋	4室	居住費区分(従来型個室)
2人部屋	5室	(多床室)
4人部屋	9室	(多床室)
合 計	18室	
食堂	2箇所	各ユニット
機能訓練室	1室	
浴室	2室	機械浴槽×3・普通浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	

(9)従業者の体制

＜主な職員の配置状況＞

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人員数	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	17名以上	17名以上
3. 生活相談員	2名	1名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名
7. 医師	嘱託1名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤 務 体 制
1. 嘱託医師(内科) 精神科医	毎週木曜日 13:30～15:30 月2回以上の来園
2. 介護職員	標準的な時間帯における基本配置人員 早朝: 7:30～ 9:30 6名 日中: 9:30～17:30 12名 夕方:17:30～18:30 6名 夜間:18:30～翌7:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における基本配置人員 早朝: 7:30～ 8:30 1名 日中: 8:30～16:30 2名 夕方: 16:30～18:30 1名

※土日は上記と異なります

4. サービスの内容

(1)基本サービス

①施設サービス計画の作成

入所者の日常生活全般の状況を踏まえて、施設サービス計画を作成し、その内容を入所者及びその家族に説明、交付し同意を得ます。

②食事

- ・当施設では、入所者の身体の状態、嗜好を考慮した食事の提供及び入所者の低栄養状態の予防・改善を目的に、栄養状態を適切に把握し、医師の指導に基づき、介護職、看護職などが協働した栄養ケアの提供を行います。
- ・入所者の自立支援のため離床して食事していただくことを原則としています。
- ・適切な栄養量、内容の療養食(糖尿病食・腎臓病食等)の提供が医師の指示により必要とされた方にはそれらの食事の提供を同意の上、行います。

- ・経口から食事をされている方で摂取機能障害があり、誤嚥の可能性がある方は、介護職、看護職などが協働して経口維持に努めます。

(食事時間、場所)

◇ 朝食：7:30～ 8:30 昼食：12:00～13:00

夕食：17:30～18:30

◇ 食堂

※上記の時間、場所は標準的なものであり、その他、希望する時間、場所(居室、その他)はご相談下さい。

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽(3種類)を使用して入浴することができます。

④介護

施設サービス計画に沿った介護を行います。

○ 施設サービス計画作成者

施設ケアマネージャー 丸山 閑

- ・更衣、排泄、食事、入浴、口腔清潔等の介助
- ・体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑤機能訓練

- ・入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を必要に応じて同意の上、入所者個人別に実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員、介護職員が、健康管理を行います。施設内では医療行為ができませんので、医療行為等が必要になった場合は、協力病院等で医療行為等を行います。

⑦重度化への対応

- ・看護職員への夜間の連絡体制を確保します。

⑧看取りへの対応

- ・入所者の看取りについて、医師の診断の下、本人又は家族の同意を得ながら介護職、看護職などが協働して看取りを行います。また、看取りのために個室を確保します。
- ・重度化への対応・看取り介護を実施するため下記職員を看護責任者とし、配置しています。

○ 看護責任者 看護師 國貞 真由美

⑨生活相談

生活相談員をはじめ従業者が日常生活等の相談に応じます。

○ 生活相談員 社会福祉主事 宮本 将揮

社会福祉主事 山根真由美

⑩その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に努めます。
- ・生活のリズムを考え、可能な方は毎朝夕の着替えを行うよう援助します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2)その他のサービス

①理美容

2ヶ月に1回程度、理美容の機会を設けております。ご希望の方は申出ください。(理美容代金が必要です) 1回 1,600円

②レクリエーション

施設での行事、レクリエーションに参加いただけます。(自己負担がかかるものもあります)

③所持品の管理

ご希望に応じて貴重品、金品、その他をお預かりします。但しお預かりできない物も有りますので、その場合は家族で管理をお願いします。

④複写物の交付

入所者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。(別紙参照)

(1)日常生活上必要となる諸費用実費

ご入所者が選定された飲み物代として下記の費用をいただきます。

飲み物代 50円/日額 × 利用日数

預かり金管理料として下記の費用をいただきます。

預かり金管理料 70円/日額 × 利用日数

居室へ電気製品(携帯電話充電器、テレビ、電気毛布、アンカ等)を持ち込みされる場合に下記の費用をいただきます。

電気代 50円/日額 × 利用日数

(2)理美容代 実費(理美容事業者へ支払い)

(3)行事、レクリエーション費 実費

(4)入所者の希望による日常生活品の購入品等 実費(業者へ支払い)

(5)入院、外泊時の料金(1ヶ月に6日を限度とし、7日目以降は無料)

自己負担額(介護保険給付分)	246円
居住費	上記の負担段階、居室形態に該当する自己負担額

※利用料の引き落としにかかる手数料は利用者様のご負担となります。

6. 身元引受人

入所契約が終了した後、当施設に残された入所者の所持品(残置物)を入所者自身が引き取れない場合や利用料金の滞納があった場合に備えて「身元引受人」を定めていただきます。

当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入所者又は身元引受人にご負担いただきます。

7. 連帯保証人

入所契約について「連帯保証人」を定めていただきます。連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は利用者又は連帯保証人が亡くなった時に確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者すべての債務の額等に関する情報を提供します。

8. 非常災害対策及び業務継続計画

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき年2回以上入所者及び従業員の避難救出訓練を行います。

また、感染症や非常災害の発生においても、指定介護老人福祉施設事業の提供を継続的に実施するため、また早期の業務再開を図るために計画を策定し必要な措置を講じます。

また必要な研修及び訓練を定期的の実施するように努めます

9. 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医や協力医療機関の連絡等必要な措置を講じますので、必ず病院へ同行、付き添いをして下さい。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、賠償を速やかに行います。

11. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た入所者及び家族の情報を洩らしません。また、退職後においてもこれらの情報を保守すべき旨を従業員と雇用契約を結んでいます。

12. 入所者の尊厳

入所者の人権、プライバシー保護に努め、従業者教育を行います。

みまさか園では居室内に見守りカメラを設置しています。見守りカメラは利用者の安全への取り組みの為に設置しており、ナースコールの呼び出し及び設置しているセンサーの反応によってのみ作動します。職員側からの操作のみで入所者の様子を観ることはできません。

13. 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 衛生管理等

事業所において感染症の発生予防、また発生した場合、まん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その内容を職員に周知徹底します。
- (2) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為に研修及び訓練を定期的実施します。

15. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 宮本 将揮 (生活相談員)
 丸山 閑 (副主任・施設介護支援専門員)
- 苦情解決責任者 鷹取 房恵 (施設長)
- 第三者委員 菊池 毅 (社会福祉法人幸輝会監事)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

美作市役所 市民保険課	所在地 美作市美来1番地 電話番号 0868-72-1143 FAX 0868-72-7702 受付時間 月～金 8:30～17:15
岡山県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 岡山市北区桑田町17番地5号 電話番 086-223-8811 受付時間 月～金 8:30～17:00

☆苦情・意見・相談は面接、電話・書面などにより担当者または第三者委員に申出ください。

☆当事業所で解決できないときは岡山県社会福祉協議会に設置されている『岡山県運営適正化委員会』に申し立てることが出来ます。

◎受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:30～17:30

16. 虐待の防止について

当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
 - ・虐待防止に関する責任者 施設長 鷹取 房恵
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止委員会を設置しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17. 第三者評価の実施状況 無

実施した直近の年月日 無

18. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、入所者及び家族の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

○協力医療機関

- ・田尻病院
- ・美作中央病院
- ・こうやまクリニック

○協力歯科医療機関

- ・貞森歯科クリニック

19. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により入所者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められた場合には、入所者の置かれている心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任は減じられます。

20.サービスのご利用にあたってご留意いただきたい事項

ご利用者、代理人、その他家族からの次に掲げる行為は禁止させていただきます。

① 職員に対する身体的暴力

【例】身体を叩く、押す、蹴る、掴む、髪を引っ張る 等

② 職員に対する精神的暴力

【例】大きな声や乱暴な言葉で威圧する、尊厳や人格を傷つける言葉を使う(バカ、アホ等)、他の業務や私生活に影響を及ぼす長時間の電話や緊急を要さない休業日・時間外での再三の電話

③ 職員に対するセクシャルハラスメント

【例】性的な嫌がらせ、性的な言葉や声掛け、誘い 等

※ 上記に記した行為は契約書第 15 条の事業者からの契約解除の要件に該当します

サービスに当たっての確認事項

留意事項

- ① 担当者より施設の内容、介護計画の説明等を数日に分けて行います。施設での食事状況を確認していただく目的で、入所後に入所者を交えて、担当者・介護支援専門員・管理栄養士等と一緒に昼食ができる時間をお知らせください。
- ② 当施設は、4人部屋、2人部屋、個室があります。居住費が各部屋によって異なりますが、夜間等で他者の睡眠の妨げ等になる場合は、居室移動をしていただくことがあります。個室に移動になる場合は利用料金に変更になります。
- ③ 入所者の精神安定目的での薬の治療は基本的に行う事は出来ませんので、1ヶ月間精神科等で入院しながら薬の調整を行っていただき、1ヶ月後に医師、介護支援専門員、生活相談員、看護師、栄養士等を含めて検討会議を行います。その場合入所者に適した施設へご紹介する場合があります。
- ④ 当施設では、入所者に対して介護計画を作成しご本人、ご家族様の同意をいただき介護方針を決定しております。入所者の状態が急激に変化した場合は、早急に介護支援専門員、生活相談員、看護師、栄養士等を含めて介護方針を検討しますが、基本は6ヶ月ごとにご家族のご要望、施設の介護状態を報告しながら、介護方針会議を開催しますので、代理人の方は必ず参加していただきます。
- ⑤ 入所者が受診、治療等で病院へ行く場合は原則付き添いをしていただきます。
- ⑥ 持ち込みの衣類等については、ご家族で必ず氏名を記入して下さい。
- ⑦ 6月、10月を目安に衣替えをお願いします。
- ⑧ 施設利用料金の支払いについては、毎月口座から引き落としをさせていただきますので、口座振替申込書を提出して下さい。
※引き落としに際しての手数料については利用者様のご負担となります。
- ⑨ 預かり金管理を依頼される方は、小口現金の出し入れについての委任状を提出して下さい。小口現金が足りない場合は、利用料に加算して引き落としをさせていただきますので、残高の確認をお願いします。
- ⑩ 窓口での受付・現金の取り扱いは、月曜日から金曜日8時30分～17時30分までです。(原則現金の取り扱いは、小口現金の入金のみです)
- ⑪ 面会日時は毎日可能(10:00～16:30)です。時間は8:30～19:00までは正面玄関が開いています。
時間外のご希望の方は(73-6100)までご連絡ください。
- ⑫ 利用者同士の金銭、食べ物等のやり取りはご遠慮ください。

以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入所者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入所者による、サービス利用料金の支払いが3か月遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入所者が連続して病院又は診療所に長期入院すると見込まれた場合もしくは、病院又は診療所において継続的な医療行為が必要となった場合
- ④ 入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑤ 継続的な医療行為が必要になった場合
- ⑥ 契約時に設定された代理人が確認されず、速やかに代理人が再設定されない場合
- ⑦ 利用者、代理人またはその家族等が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合で事業者からの申し入れにもかかわらず改善されることがない場合
 - 一 事業所や事業所職員あるいは他の利用者その他関係者に対し、故意にハラスメントや暴言・暴力等の法令違反やその他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき
 - 二 事業所の職員または他の利用者その他関係者の生命、身体、財産、もしくは信用を傷つける恐れがあり、かつ事業所が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき
 - 三 利用者のサービス利用に関する事業者の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等事業者の運営を著しく阻害する行為が認められるとき

同意書

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供に際し、指定介護福祉施設 みまさか園重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。また、みまさか園の看取りに関する指針の説明を行いました。

岡山県美作市北山404-1
特別養護老人ホーム みまさか園

職 種 名 生活相談員

職 員 氏 名 宮本 将揮

私は指定介護福祉施設 みまさか園重要事項説明書に基づいて事業者から重要事項の説明及び看取りに関する指針の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入所者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

別紙：利用料

(1) 基本料金（1日当たり）

	利 用 料		自己負担額1割負担の方	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護3	7, 3 2 0円	7, 3 2 0円	7 3 2円	7 3 2円
要介護4	8, 0 2 0円	8, 0 2 0円	8 0 2円	8 0 2円
要介護5	8, 7 1 0円	8, 7 1 0円	8 7 1円	8 7 1円

	利 用 料		自己負担額2割負担の方	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護3	7, 3 2 0円	7, 3 2 0円	1, 4 6 4円	1, 4 6 4円
要介護4	8, 0 2 0円	8, 0 2 0円	1, 6 0 4円	1, 6 0 4円
要介護5	8, 7 1 0円	8, 7 1 0円	1, 7 4 2円	1, 7 4 2円

	利 用 料		自己負担額3割負担の方	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護3	7, 3 2 0円	7, 3 2 0円	2, 1 9 6円	2, 1 9 6円
要介護4	8, 0 2 0円	8, 0 2 0円	2, 4 0 6円	2, 4 0 6円
要介護5	8, 7 1 0円	8, 7 1 0円	2, 6 1 3円	2, 6 1 3円

加算内容	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
栄養マネジメント強化加算	110 円/日	11 円/日	22 円/日	42 円/日
経口移行加算	280 円/日	28 円/日	56 円/日	84 円/日
療養食加算	60 円/食	6 円/食	12 円/食	18 円/食
看護体制加算Ⅰ	60 円/日	6 円/日	12 円/日	18 円/日
看護体制加算Ⅱ	130 円/日	13 円/日	26 円/日	39 円/日
日常生活継続支援加算	360 円/日	36 円/日	72 円/日	108 円/日
夜勤職員配置加算	280 円/日	28 円/日	56 円/日	84 円/日
精神科医療養指導加算	50 円/日	5 円/日	10 円/日	15 円/日
個別機能訓練加算Ⅰ	120 円/日	12 円/日	24 円/日	36 円/日
経口維持加算Ⅰ	4,000 円/月	400 円/月	800 円/月	1,200 円/月
外泊時加算	2,460 円/日	246 円/日	492 円/日	738 円/日
安全対策体制加算	200 円/初回	20 円/初回	40 円/初回	60 円/初回
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500 円/月	50 円/月	100 円/月	150 円/月
協力医療機関連携加算	1,000 円/月	100 円/月	200 円/月	300 円/月
看取り介護加算Ⅰ	720 円/日	72 円/日	1,440 円/日	2,160 円/日
看取り介護加算Ⅱ	1,440 円/日	144 円/日	288 円/日	432 円/日
看取り介護加算Ⅲ	6,800 円/日	680 円/日	1,360 円/日	2,040 円/日
看取り介護加算Ⅳ	12,800 円/日	1,280 円/日	2,560 円/日	3,840 円/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	お支払合計×14.0%			

※初期加算は入所日及び 30 日を超えて入院し再入所した日から 30 日間に限って算定いたします。(30 円/日)

※看取り介護加算Ⅰは施設、園にて看取りを実施した場合に発生するもので、亡くなった日から遡って 45 日間を限度に算定いたします。看取り介護加算Ⅱは亡くなった日から 30 日前から 4 日前まで、看取り介護加算Ⅲについては亡くなった日の前日、前々日、看取り介護加算Ⅳは亡くなった日当日に算定いたします。

(園内での看取り介護未実施時には算定いたしません)

※ご入所者の身体状況、職員配置状況により、加算項目が変わる事が有ります。

□ その他の費用

(1) 食費

1 日当たり 1, 5 0 0 円

(2) 居住費

① 多床室

1 日当たり 9 1 5 円

⑦ 従来型個室

1 日当たり 1, 2 3 1 円

※ 介護保険負担限度額認定証を提示される方は、下記の金額になります。

※ 介護保険負担限度額認定書を提示以降のみ有効です。

(提示月以前には遡る事は出来ません)

① 多床室

	該当要件	食費	居住費
第 1 段階	生活保護受給又は老齢福祉年金受給者	300 円	0 円
第 2 段階	市町村民税世帯非課税、本人収入 80 万以下	390 円	430 円
第 3 段階①	市町村民税世帯非課税、本人収入 80 万以上 120 万以下	650 円	430 円
第 3 段階②	市町村民税世帯非課税、本人収入 120 万円以上	1, 360 円	430 円
第 4 段階	上記以外の方 (非該当)	1, 500 円	915 円

② 従来型個室

	該当要件	食費	居住費
第 1 段階	生活保護受給又は老齢福祉年金受給者	300 円	380 円
第 2 段階	市町村民税世帯非課税、本人収入 80 万以下	390 円	480 円
第 3 段階①	市町村民税世帯非課税、本人収入 80 万以上 120 万以下	650 円	880 円
第 3 段階②	市町村民税世帯非課税、本人収入 120 万円以上	1, 360 円	880 円
第 4 段階	上記以外の方 (非該当)	1, 500 円	1, 231 円